

日本赤十字秋田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2022（令和4）年度大学評価の結果、日本赤十字秋田看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

II 総 評

日本赤十字秋田看護大学は、建学の精神を赤十字の中心理念である「人道」としており、大学の目的を「本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与すること」と定めている。法人の「学校法人日本赤十字学園 第三次中期計画～学園大学間の連携推進～」を受けて、大学としての中期計画（以下、「大学の中期計画」という。）を策定し、「生活者の健康を支える地域共生社会の推進者の育成」等3つの活動目標のもと秋田県をはじめとする東北地方の医療・看護ニーズに対応した教育研究活動を推進している。

2020（令和2）年度に内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証委員会」を「経営会議」のもとに設置し、双方の会議を通じて、学部・研究科等の点検・評価の結果を改善・向上につなげる仕組みを構築しているほか、主に教育課程に関する検討を行う組織として「教学マネジメント会議」を設置し、内部質保証活動に取り組んでいる。なお、これらの内部質保証に関わる会議体については、構成員が重なることから情報共有が可能である一方で、属人的な取り組みになりがちであるため、内部質保証システムの検証が期待される。また、学部・研究科の点検・評価の仕組みについては、2020（令和2）年度に新たに整備したため、今後機能することが期待される。

教育内容・方法については、学部・研究科ともに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定し、学部では大学の特色である「赤十字の基本理念を基盤とした人材を育成し、そして豊かな人間性、医療人に必要な倫理観や国際的視野を養うために、『基盤教育科目』『専門基礎科目』『専門科目』『赤十字』の4科目群からカリキュラムを構築し、地域特性を鑑みた特色のある教育」を行っている。また、学生の主体的学習を推進するために、問題基盤型学

習PBL (Problem-Based-Learning) を活用し、新たな状況に柔軟に対応できる思考力と的確な判断力、コミュニケーション力を養うための科目を配置している。大学院では、講義・演習・実習を組み合わせた授業科目を編成しており、博士課程については、ほかの赤十字看護大学との共同教育課程として設置し、遠隔システムを導入・活用することでフレキシブルに学べる環境を整えている。学習成果の把握に関しては、学部及び修士課程においては、学生の修了時満足度調査を通じて学位授与方針に示した能力の修得を把握している一方、博士後期課程については、5大学共同でアセスメント・ポリシーを策定した段階にとどまっており、学位論文審査を通じて学習成果を把握しているものの、学位授与方針との対応が明らかではないため、改善が求められる。今後はアセスメント・ポリシーに基づく取り組みが期待される。

優れた取り組みとしては、「赤十字防災ボランティアステーション」において、学生の活動参加のもと「防災キャンプ」や「AKITA防災キャンプフェス」といった地域の特性を踏まえて防災意識の向上に取り組んでいることが挙げられる。これらの活動は、赤十字の中心理念である「人道」に合致する取り組みとして特筆すべきものである。

今後は、学習成果の可視化や内部質保証システムの検証に取り組み、大学の使命に基づく教育や活動の更なる充実へとつなげることが期待される。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

赤十字の理念である「人道」を建学の精神とし、それに基づく生命の尊厳と人間性の尊重のうえに、教育理念を定め、学部・研究科それぞれに教育目的・目標を定めている。具体的には、大学の目的を「本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする」と設定し、加えて、学部の教育目標についても設定している。大学院についても、その目的及び修士課程・博士課程（5大学共同看護学専攻）の教育目的を設定し、教育目標も掲げている。

以上のように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に設定している。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に

明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的、大学の目的及び学士課程の教育目標は「日本赤十字秋田看護大学学則」（以下、「学則」という。）において、大学院の目的及び修士課程、博士課程の目的は「日本赤十字秋田看護大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）に明示している。学士課程の教育目標については、学内に向けて「学生便覧」で周知するとともに、地域社会に向けて大学ホームページで公表している。また、これらの理念・目的、教育目標を明示した学則を大学ホームページで公表するとともに、過去の学則も掲載することで改定の経緯等をあきらかにしている。そのほか、新任教職員に対しては、学校法人日本赤十字学園（以下、「法人」という。）が実施している「新任教職員研修」へ参加させることを通じて、赤十字の理念を学び、教育との関連を考える機会としている。

以上から、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の学則への明示及びその周知・公表を適切に実施している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

法人の第三次中期計画のもと、大学の中期計画を策定し、事業を推進している。大学の中期計画におけるスローガンとして、「生活者の健康を支える地域共生社会の推進者の育成」を掲げ、「新大学（秋田キャンパス）の安定した運営基盤を構築する」「質の高い教育の展開と健全な経営を目指したPDCAサイクルの適切な運用を行う」「赤十字ネットワークや他機関との連携による教育展開及び地域貢献を推進する」の3つの行動目標を挙げている。また、大学の中期計画のもと毎年度事業計画及び重点事業を定めている。さらに、2024（令和6）年度から始まる次期5か年計画との関係を確認しながら、将来構想のもと、今回の大学評価（認証評価）の結果を反映して中・長期計画、諸施策を設定する予定としている。

以上のように、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証の方針は、学則に則り、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学内部質保証の方針・手続き」の目的において、「本学の教育理念・教育目的に基づき、教育・研究の充実と学生の学習成果の向上を実現するために、大学自らの責任において、教育・研究、学習環境等が適切な水準にあることを説明・証明し、恒常的・継続的に質の向上を図る」と定めており、大学の基本的な考え方を明

記している。内部質保証の手續にあたる内容については、3か年計画での点検・評価のスケジュールとして作成しているものの、点検・評価の結果を改善・向上につなげる方法と合わせ手續として明示することが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証を推進する組織については、内部質保証の推進に責任を負い、評価に関する審議及び実施に関する権限を有する組織として「内部質保証委員会」を設置している。同会議を事務局、図書館及び学長の業務決定を助けるための組織である「経営会議」の直下に位置付けており、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長と内部質保証委員長から構成している。

また、学長、学部長、研究科長、学務部長、内部質保証委員長、教務委員長、教職課程専門委員長、学生活動キャリア支援委員長、入試・広報戦略委員長、FD・SD委員長に加えて、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に広く見識のある専門的な支援スタッフ（外部委員）で構成される「教学マネジメント会議」も設置しており、学部長と研究科長のリーダーシップのもと、学部と研究科の学位授与方針の達成に向けた教育課程の現状と課題、IR情報を活用した教育課程の適切性の検証、その改善に向けたファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）やスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）活動の取り組みを継続的に行い、PDCAサイクルを機能させる役割を有している。

そのほか、運営に関し学長の意思決定等の判断を支援することを目的として、教員と職員で構成する「学長政策室」を置いている。外部評価組織としては、「外部有識者会議」を設置し、その構成員は「秋田県高等教育政策担当者、秋田県内の高等学校関係者、病院関係者、福祉施設関係者、卒業生又は保護者等、学識経験のある者」としている。

このように、内部質保証を推進する全学的な体制を構築しているものの「内部質保証委員会」の構成員の多くが、「教学マネジメント会議」の構成員と重複しており、「学長政策室」も含めて構成員が重複していることをもって情報共有ができていないとしていることから、組織的な情報共有を可能とする方策について検討することが望まれる。

③ 方針及び手續に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針については、建学の精神と教育理念に基づいて策定しているとするものの、3つの方針を策定するための全学的な基本方針については、教学マネジメントのPDCAサイクルを回しつつ今後検討する予定である。

内部質保証システムについては、科目レベル、学部・プログラムレベル、全学レベルで体制を整備し、3層構造から機能させることとしている。

科目レベルに関しては、学部・研究科の「教務委員会」が科目レベルによるPDCAサイクルを機能させることにより内部質保証を多層的に推進するとしており、学部・プログラムレベルに関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学における「教学マネジメント指針」に基づき、学部・研究科それぞれで学位授与方針の達成に向けた具体策の企画・設計と実施、検証を行い、学部・研究科組織と連携・協力し、学位プログラムレベルでのPDCAサイクルを稼働させるとしている。

全学レベルの具体的な点検・評価及び改善・向上の方法については、2020（令和2）年度から大学基準に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施している。「自己点検・評価シート」では、各項目について学部・研究科・部局等の担当部署を定めており、年度初めに配付している。担当部署は、前年度の課題を踏まえて「自己点検・評価シート」を作成し、年度末（2021（令和3）年度については大学評価（認証評価）に合わせ11月）に点検・評価を実施し、当該年度の課題を自ら明らかにしている。担当部署による「自己点検・評価シート」を用いた点検・評価結果については「内部質保証委員会」及び「経営会議」で各担当部署が明らかにした課題を含めた検討を行っており、その結果を受けて、次年度の「自己点検・評価シート」に課題を記載することで改善・向上につなげる仕組みとしている。

このような「自己点検・評価シート」に基づく点検・評価の過程においては、9月に中間評価を実施し、その後、その結果を活用して次年度の予算申請、重点事業策定、事業計画策定を行っているほか、「教学マネジメント会議」で次年度の教育課程に関する検討を行っている。また、「自己点検・評価シート」として各部署から提出のあった点検・評価結果は、次年度に「報告書」として取りまとめており、「内部質保証委員会」での承認、「学長政策室」における評価の低い点の確認、「経営会議」で審議・承認を経て完成版としており、これをもとに「教学マネジメント会議」で教育課程の編成について協議するとともに、「外部有識者会議」に提示し、意見を聴取している。

このように、新たな仕組みのもとで点検・評価の実施及びその結果を改善・向上につなげる方法が具体的になっていることから、組織間の意思疎通の在り方を検討のうえ、着実に機能させることが期待される。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応については、オンライン授業における教育の質を検証するために、「オンライン授業に関する学生調査」を実施し、自己点検・評価を行っている。また、内部質保証を維持・向上するために、オンラインと対面方式による単位の実質化への影響についての調査の提案がなされている。

なお、行政機関や認証評価機関からの指摘事項への対応については、2016（平成28）年度に看護学研究科博士課程共同看護学専攻を新設した際に留意事項として、

教育方法において遠隔授業の円滑な実施等に関する指摘を受けており、改善に取り組んだ結果、設置計画履行状況等調査において再度の指摘は受けていない。認証評価機関からの指摘事項に対しては、対象となる組織等において改善に向けた取り組みを進め、その状況を改善報告書にとりまとめ、本協会に報告している。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

社会への説明責任を果たすことを目的に、情報の積極的な公開に努めている。大学ホームページ上では、教育に関する公開情報、予算・決算・財務諸表等を公表している。公表している情報は、全学レベルの会議等で適切に審議を経たものであり、正確性、信頼性は確保されている。また、情報の更新に関しては、事務局に専属の担当者を配置し、大学ホームページに掲載するまでに管理者の確認や統括責任者の承認を経るなど、適切な更新が可能となる体制を構築し、改善を図っている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断する。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムについては、2020（令和2）年度に「自己点検・評価シート（様式）」を作成しており、改善・向上の取り組みを実施している。

内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価については、「教学マネジメント会議」において教育課程に関するPDCAサイクルの機能性に関して実施しているほか、「内部質保証会議」において、学部・研究科の研究組織の達成状況を毎年度確認し内部質保証システムの維持・向上を図ることで、「教学マネジメント会議」において、教育課程の編成に関するPDCAサイクルが機能しているかを「内部質保証委員会」が確認しているとしているものの、その具体的な方法を明確化していないことから、組織間の意思疎通の在り方を検討のうえ、内部質保証システムの適切性の点検・評価とその結果を改善・向上につなげる方法を具体化することが望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神である赤十字の精神に基づいて、学部は2009（平成21）年度に、修

士課程は2011（平成23）年度に開設し、2016（平成28）年度には赤十字5大学による共同教育課程の形で博士課程を開設している。

特に、修士課程は2011（平成23）年度時点で東北地方が抱えている健康課題を考慮し4分野を設けており、成育看護分野では、助産学領域を強化している。また、秋田県の喫緊の心身に関する健康課題を踏まえ、2015（平成27）年に「がん看護」、2019（令和元）年に「精神看護」の専門看護師養成課程を設置している。2021（令和3）年には、看護管理者を育成するため「基盤看護学分野」に「看護管理学領域」を開設している。

以上のように、大学の理念・目的に照らして適切に教育研究組織を設置している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性に関する改善・向上の取り組みについては、2019（令和元）年には「教学マネジメントポリシー」を策定したほか、「教学マネジメント会議」を組織化し、年2回、教育内容に関する検証を行っている。2020（令和2）年度には、教育課程等に関する管理運営を行う「教務委員会」を一括し、基盤教育科目と専門科目について横断的なカリキュラムを検討するため下部組織に「基盤教育委員会」を設置する取り組みを実施している。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、学部長が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしている。

博士課程については、各大学の自己点検委員が点検を行い、「研究科委員会」で検討・審議している。その結果は、博士課程の「自己点検委員会」及び「連絡協議会」で共有している。

今後は、新たな点検・評価及びその結果を改善・向上につなげる仕組みが機能することが期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

看護学部の学位授与方針については、「赤十字の基本理念である人道を理解し、人間の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を身につけている」「人間を統合的に捉え、人々の健康と生活の質を高める看護を実践できる基礎的な能力を

身につけている」「多職種と連携、協力し少子高齢多死社会における生活者の保健・医療・福祉の向上に寄与できる基礎的な能力を身につけている」等の5項目から構成しており、「学生便覧」に明示している。

修士課程の学位授与方針についても、「人間の尊厳と権利を尊重し行動できる豊かな人間性」「ケアの場で生じている課題の創造的問題解決に必要なマネジメント力、人材育成力」等の4項目から構成しており、「大学院履修ガイド」に示している。また、博士課程の学位授与方針について「看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している」「高度な専門性と倫理観を有した、実践者、指導者、管理者、教育者、研究者として、多角的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している」ことが求められることを「共同看護学専攻履修の手引き」に示している。

さらに、上記について大学ホームページのほか、「大学案内(キャンパスガイド)」や「大学院案内」にて入学志願者や社会に公表している。

以上のことから、学位授与方針の策定と公表に関しては適切に実施している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・研究科ともに、学位授与方針を達成するために、その方略を具体的かつ明確に示した教育課程の編成・実施方針を設定している。学部の方針については、「赤十字の基本理念を基盤とした人材を育成し、そして豊かな人間性、医療人に必要な倫理観や国際的視野を養うために、『基盤教育科目』『専門基礎科目』『専門科目』『赤十字』の4科目群からカリキュラムを構築し、地域特性を鑑みた特色のある教育」を行うこと、「各科目において学生の主体的学習を推進するために、問題基盤型学習PBLを基に、新たな状況に柔軟に対応できる思考力と的確な判断力、コミュニケーション力を養うための科目を配置」すること等の5項目から構成し、大学ホームページや「学生便覧」に示している。

修士課程の教育課程の編成・実施方針は「大学院履修ガイド」に、博士課程の教育課程の編成・実施方針は「共同看護学専攻履修の手引き」に掲載している。また、看護学部と看護学研究科の教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、「大学案内(キャンパスガイド)」及び「大学院案内」にて公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を策定と公表に関しては適切に実施している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部では、看護師、看護師及び保健師、看護師及び養護教諭(1種)の資格取得に対応した3つの履修モデルを提示しており、教育課程の編成・実施方針に基づき

設置された各授業科目は教育内容の順次性及び関連性を示す履修系統図として、大学ホームページにて公表している。また、教育課程を構成する授業科目区分は履修体系図として示している。シラバスでは各科目のナンバリングの番号を記載し、学生が体系的な履修について理解できるようにしている。

教育課程に関しては、赤十字の基本理念を基盤とした人材、そして豊かな人間性、医療人に必要な倫理観や国際的視野を養うために、「基盤教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「赤十字」の4科目群から編成している。具体的には、「基盤教育科目」では、人間を対象とする高い倫理観、柔軟性、教養を涵養するための科目を設定し、主に1年次前期～2年次後期に配置している。「専門基礎科目」と「専門科目」では、超高齢多死社会で活動する看護職に必要な保健・医療・福祉に対する知識、技術、態度を修得するための科目を設定し、基礎的な科目から発展的科目へと順次性を配慮して1年次前期～4年次後期に配置している。さらに、4年次には「専門科目」とともに卒業研究を配置しており、漸次看護学を深めるよう体系的に教育課程を編成している。

修士課程では、4つの専攻分野を置き、講義・演習・実習を組み合わせた授業科目を編成し開講しており、具体的には1年次では複数の科目を通じて体系的に履修するコースワークを中心に行い、2年次には「特別研究(修士論文)」と「課題研究(特定の課題についての研究の成果)」を配置し学習内容の順序性を保つようにしている。2019(令和元)年度は授業科目と学位授与方針の対比表を作成し、分野ごとの学位授与方針の対応を確認するとともに、修了生の勤務先へのアンケート調査を実施した。

博士課程については、コースワークと研究指導を有機的に連携させた教育を行い、コースワークが研究指導の基礎となるよう科目の内容を設定しており、看護学を学ぶうえで必要とされる知識や研究方法等を修得できるよう、さまざまな領域の専門家を含めたオムニバス形式で科目を設定し、高い学習成果が得られるよう実施している。リサーチワークについては、主研究指導教員から対面による個人研究指導のみならず、テレビ会議システムの利用により、他の4大学の副研究指導教員による個人指導や集団指導を受けることが可能となっている。

これらの教育課程に関しては、例えば、2018(平成30)年度開始の看護学部のカリキュラムで設置している各授業科目の到達目標と学位授与方針の連関性については、「DP対比表」によって確認しているなど、その妥当性を検証している。教育課程の編成にあたっての全学的な組織の運営・支援に関しては、「教学マネジメント会議」において、「学修成果の可視化プロジェクト」の立ち上げが提案され、教育課程の編成を体系的に示す履修体系図には学位授与方針との対応が示されていなかったことから、2021(令和3)年度は学位授与方針と教育課程との連関性についての検討を開始し、その結果から学位授与方針と教育課程の関係性をカリキ

キュラムマップ・カリキュラムツリーとして図式化し、細分化した学位授与方針ごとに評価する指標を一覧表としてまとめることを予定している。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置に関しては、学部において、従前より問題基盤型学習 PBL を基に、新たな状況に柔軟に対応できる思考力と的確な判断力、コミュニケーション力を養うための授業科目を設定しており、さらに、2018（平成 30）年度の新カリキュラム開始を機に、授業科目の目的や到達目標に応じた授業形態を選定し、チーム基盤型学習 TBL（Team-Based-Learning）やシミュレーション教育等も採り入れている。また、2018（平成 30）年度からは 1 年間に履修登録できる単位数の上限を設定しており、学生の履修実態に照らして、単位の実質化を図る措置を概ね適切に講じている。そのほか、2015（平成 27）年度を受審時に指摘を受けた「シラバス内容の精粗」について改善すべく、シラバスチェックリストによる自己チェックに加え、「学部カリキュラム小委員会」によるシラバスチェック体制を取ることで、記載内容の精粗や記載漏れが改善している。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応策としては、遠隔と対面の授業形態を可能にするよう、学則を改正し、「遠隔授業の手引き（学生・教員用）」や「オンライン授業運営・管理システムの活用ガイド」を作成したほか、教員に対する遠隔授業に関する研修を実施して、教育の質確保に努めた。2021（令和 3）年度の学生調査では、学生のオンライン授業に対する満足度は非常に高かった。

修士課程については、「大学院履修ガイド」に研究指導計画を明示し、入学時又は年度初めにガイダンスを行っているほか、効果的に論文が仕上がるように研究指導補助教員から指導を受けることも可能となっている。また、前回の本協会による大学評価（認証評価）において指摘を受けたシラバスにおける内容の精粗について改善すべく、シラバス記入要領を作成し、学位授与方針との関連性と合わせ、「教務委員会」で確認している。新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、一部授業をオンラインとし、学生には学務課教務係がサポートする体制をとっている。

博士課程においては、学位取得までのプロセスの概略を「共同看護学専攻履修の手引き」に履修方法及び論文作成の方法も含め明示している。5 大学共同教育課程として、異なる大学間でリアルタイムで受講できるテレビ会議システム等を活用している。就学期間が長期化した学生に対しては、特別研究中間報告会を実施しているほか、研究科長が面談により指導している。

教育方法等の導入に関する全学的な組織の運営・支援に関しては、I R 情報を活

用して教育の実施と学生の能力変化を評価し、「教学マネジメント会議」においてP D C Aサイクルが機能しているか確認している。また、学生の計画的な履修を促すため、各セメスター開始時期に学年ごとにガイダンスと履修指導を実施しているほか、G P A値を基準にして「教務委員会」と共同して個別のアドバイザーが学生に履修指導を実施している。なお、2018（平成 30）年度からシラバス情報を電子化した。

以上のことから、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を適切に講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部・研究科における、成績評価、単位認定及び学位授与については、それぞれ学則や大学院学則、履修規程に定めている。

学部では、成績評価の公平性を確保するため、各授業科目の成績評価方法と評価基準は、評価対象（筆記試験、小テスト、課題・レポート等）と配点比率をシラバスに示している。また、評価者による成績評価の偏りを減らすため、全学F Dにおいて成績評価にルーブリックを活用することを推奨しており、さらに、2020（令和 2）年度にはシラバス記入要領にルーブリック活用の推奨を明記した。

授業科目の成績評価は5段階の評定で実施しており、最も低い評定を不合格としている。不合格となった場合、授業担当教員が認めた場合に限り再試験を行っている。試験に合格した授業科目の単位は、「教務委員会」による確認プロセスを経て教授会の審議により認定する仕組みとなっている。学生が他大学等で履修した授業科目の単位や既修得単位の認定については、学則及び「日本赤十字秋田看護大学既修得単位の認定に関する内規」に基づき、単位数・時間数・シラバスの内容を確認するプロセスを経たうえで、教授会の審議を経て認定している。また、2019（令和元）年度より秋田県内大学間の単位互換事業「大学コンソーシアムあきた」に参加しており、在学中の他大学等の履修科目の単位認定についても、教授会の議を経ることとなっている。これらの既修得単位の取り扱いについては、「学生便覧」でわかりやすく学生に示している。

修士課程の成績評価に関しては、「大学院履修ガイド」に記載している。成績評価は担当教員により評価方法・基準がシラバスに記載され、学務システム（R C Aポータル）において周知している。「学位論文審査委員会」において、主査、副査による論文審査体制を検討し、「研究科委員会」で決定し、学位論文を審査している。また、審査にあたっては、審査基準に基づき、点数化しており、客観的かつ厳格性を持って評価している。学位論文審査基準は、「日本赤十字秋田看護大学大学院学位論文審査委員会規程」に明示しており、大学院学則に基づき、修士論文又は特定課題の研究成果、最終試験に合格した者に学位が授与される。

博士学位論文審査は「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻博士学位審査委員会規程」に基づき、主査1名（正・副指導教員以外）と副査4名（正・副指導教員含む）で、口述による学位論文審査及び最終試験を行い、合格した者に学位を授与している。なお、論文審査の結果は研究論文審査報告書に記録しており、「博士学位審査委員会」「連絡協議会」で協議のうえ、最終的に学長が認定している。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部における学習成果の評価の方針（以下、「アセスメント・ポリシー」という。）に基づき、機関レベル、教育課程レベル（以下、「学位プログラムレベル」という。）、授業科目レベルで、学習成果の評価指標を示している。

機関レベルでは、学生の志望進路（就職率、資格・免許をいかした専門領域へ就業率及び進学率、退学率等）から学習成果の達成状況、卒業後のキャリアと大学での学びの関連性について評価している。学位プログラムレベルでは、単位取得状況、G P・G P A及び資格・免許の取得状況から教育課程全体を通じた学習成果の達成状況の評価しており、科目レベルでは、授業科目の学習目標に対する評価結果から、科目ごとの学習成果の達成状況の評価している。機関レベルの評価結果としては、看護師・保健師国家試験の合格率を全国平均した結果を公表している。

学位プログラムレベルの評価結果では、学生自身による達成度評価として卒業時満足度調査を実施しており、そのなかで、学位授与方針に示した学習成果について、学生の自己評価を実施している。また、2016（平成28）年度から、大学 I R コンソーシアムが主催する学生調査（以下、「I R 学生調査」という。）に参加し、1年次及び3年次を対象に、入学後の能力変化とそれに関連する学習経験・活動の実態について複合的に調査しており、「教学マネジメント会議」では、これらの I R 情報を活用して教育課程の適切性を検証した結果を確認している。さらに、2018（平成30）年度から、学生自身が実習を通じて獲得した知識・技術の達成度を可視化する方法として、4年間を通じて活用する実習ポートフォリオを導入している。これについては、学生へ活用の成果に関するアンケート調査を実施し、その有効性を確認しているところである。

科目レベルの評価結果では、成績評価の素点に基づいた G P A を算出する f-GPA（functional Grade Point Average）を導入している。また、学生自身による授業の到達度評価を兼ねたアンケートを実施し、その結果は学務システム（R C A ポータル）で学生に公開している。2021（令和3）年度は、通常の授業評価アンケート以外に「オンライン授業に関する学生調査」を実施し、学生から好評であったオンライン授業をベスト賞とし、その授業担当者の授業方略を全教員で共有すること

に取り組んだ。授業科目担当者は、授業評価アンケート結果に基づき次年度に向けた授業の具体的改善策を含む学生へのフィードバックを提出する仕組みとなっている。この授業科目担当者のフィードバックの内容は、冊子体に一括して学務課窓口を設置し学生に公開するとともに、学内の学務システム（RCAポータル）及び学内情報共有システム上で教員に公開している。

修士課程では、アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルで学習成果の評価指標を示し評価している。各授業科目における到達目標の達成度は、「評価方法・基準」を用いて評価し、その結果は学生へフィードバックしている。学位授与方針に示した学習成果については、修了時満足度調査において、学生の自己評価を実施している。

博士課程では、2022（令和4）年度の「連絡協議会」において、アセスメント・ポリシーを定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで学習成果の評価指標を示している。博士課程の各授業科目に関しては、学習成果を測定するための指標として「到達目標」を設定し、「評価方法・基準」を用いてその達成度を把握している。博士学位論文の審査基準として、研究テーマ、オリジナリティ、方法論、倫理的配慮、結果及び考察、書式・文章表現、業績の7項目を挙げ、さらにそのもとに1～5つの項目を設定しており、これらに準じて博士論文の審査を行うことで学習成果を測定している。

ただし、学位論文審査基準と学位授与方針の関連は明瞭でなく、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価としては十分とはいえないため、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価については科目レベル、学位プログラムレベル、機関レベルで実施している。

科目レベルでは、各授業科目担当者は授業評価アンケートの結果を基に自己点検・評価し、次年度の授業の改善にいかしている。さらに、ティーチングポートフォリオ（以下、「TP」という。）の導入を進め、教員自ら教育を自己点検・評価するシステムを稼働させた。修士課程においても、同様に授業評価に基づく自己点検・評価を実施し、大学院学生にアンケート内容への回答をフィードバックしている。

学位プログラムレベルでは、半期ごとに授業評価アンケートをまとめ、全体の傾向から教育課程の適切性を検証している。

機関レベルでは、卒業生調査や卒業生の就業先アンケート調査を実施し、検討材料としている。修士課程では、修了要件の達成状況、単位取得状況、免許の取得状況等から、教育課程全体を通じた学習成果の達成状況の評価している。

改善・向上の取り組みとしては、2018（平成30）年度から開始した新カリキュラムで、旧カリキュラムで指摘が多かった1・2セメスターにおけるカリキュラムの過密性について、授業内容の重複部分と単位時間あたりの授業時間数を見直し、改善を図ったことや、学年ごとに全科目の科目別G Pの平均値比較表を作成し、到達目標が一定の数値に満たない科目については、教育目的の観点から外部講師へ教育内容の一部変更を依頼したことが挙げられる。

なお、博士課程については、各大学の自己点検委員が点検を行い、「研究科委員会」で検討・審議している。その結果は、博士課程の「自己点検委員会」及び「連絡協議会」で共有し、適切性を検証している。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、教育課程等の適切性について「教務委員会」等の組織が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記することで改善・向上につなげる仕組みとしていることから、この仕組みを機能させることが期待される。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 博士後期課程において、学位論文の審査を通じて学習成果を把握しているものの、学位授与方針と論文審査基準の関連が明瞭ではないため、アセスメント・ポリシーに沿って学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学部・研究科ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、学部では「赤十字の活動に関心があり、保健・医療・福祉の分野で活躍したい人」「国内外の様々な出来事に関心があり、自分の意見を表現できる人」等の6つの求める学生像を、修士課程では、「本学の建学の精神に共感できる人」「自らすすんで課題に取り組む意欲や探究心のある人」等の5つの求める学生像を示している。一方で、博士課程では、「保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する

意欲のある人」「常に探求心を持ち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人」等の7つの求める学生像を示しているものの、その内容において、学生の受け入れ方針に学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示していないため改善が望まれる。

これらの学生の受け入れ方針は「大学案内(キャンパスガイド)」「学生募集要項」及び大学ホームページにおいて「求める学生像」「入学前に身につけてきてほしいこと」「入学者選抜の基本方針」として公表している。さらに、学生の受け入れ方針は教職員による高等学校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等の多角的な活動を通じて、入学希望者と社会に対して広く公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者の選抜方法は、学生の受け入れ方針に基づき、学部においては、一般入学選抜のほか、大学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜(公募制推薦、指定校制推薦、赤十字特別推薦)、社会人・学士等選抜と幅広い選抜方法を実施している。面接は学校推薦型選抜と社会人・学士等選抜で実施している。

修士課程では、推薦選抜、社会人特別選抜、赤十字推薦選抜、一般選抜と複数の受験方法を設けており、筆記試験、面接試験、出願時の提出書類を総合的に評価して合格者を決定している。

また、受験生の利便性に配慮し、2022(令和4)年度一般入学選抜と大学入学共通テスト利用選抜で、インターネット出願を採用しており、2023(令和5)年度以降は学部のすべての入学試験でインターネット出願を実施する予定となっている。そのほか、障がいのある受験生への個別対応方法を、学生募集要項及び大学ホームページに明記するとともに、入試・広報課に常時相談可能な窓口を設置し、合理的な配慮に基づいた体制のもと、公平な入学試験の実施に努めている。

運営体制としては、2019(令和元)年度より全学レベルでの入学試験及び学生募集のための広報活動に関する戦略並びに基本方針等を定め、「入試・広報戦略委員会」を設置し、入学試験に関する方略の策定から実施及びその実績の検証・改善に至るまでのPDCAサイクルを効率的に稼働させることを可能にしている。入学者選抜試験の合否判定に関しては、「入試・広報戦略委員会」が試験結果に基づく合否判定資料案を作成し、看護学部教授会及び「研究科委員会」において合否判定を諮り、学長が合否を決定している。また、「内部質保証委員会」は、入試関連委員会及び学部・研究科等の教育研究組織が実施した点検・評価に基づく取り組みの成果と改善課題について確認し、『自己点検・評価報告書』により「経営会議」に報告している。

また、学生の受け入れの適切性については、学位プログラムレベルの学部教授会

が入学者選抜の妥当性の検証等により点検・評価した結果に基づき、全学レベルの「教学マネジメント会議」で、日常的な点検や総合的な点検・評価が行われているかを確認している。

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員については、学則及び大学院学則等に基づき、常に在籍学生数の管理を行っている。入学定員の適切性は社会情勢や社会の要望に応じて変化するため、看護学部教授会、「看護学研究科委員会」において随時検討している。

具体的な学生の受け入れ状況については、看護学部については経年的に単年度の入学定員は充足しており、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均や収容定員に対する在籍学生数比率についても概ね適切に管理している。修士課程については収容定員を充足していないものの、概ね適切な状況にあり、博士課程については単年度で見ると入学者がいない年度もあるが、収容定員に対する在籍学生数比率については概ね適切に管理している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価について、学部では「アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの評価」の観点から点検・評価しており、「IR推進室」が入学後の成績及び能力変化をクロス分析した結果に基づき、「入試・広報戦略委員会」が入学者選抜の妥当性を検証し、全学の「教学マネジメント会議」で確認を行っている。

修士課程では、「看護学研究科入試・広報活動委員会」による点検・評価を踏まえ、「入試・広報戦略委員会」が実施している。

博士課程においては、参画する法人の各看護大学の構成員によって組織された「自己点検・評価委員会」が行っている。

改善・向上の取り組みについては、学部での入学前教育において、新たに「赤十字」に関する課題、「国内外の出来事」に関する課題等を追加し、学生の受け入れ方針の求める学生像に更に近づけるための工夫を行っている。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、学生の受け入れの適切性について「入試・広報戦略委員会」が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題

を明記することで改善・向上につなげる仕組みとしていることから、この仕組みを機能させることが期待される。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

2017（平成 29）年度に「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学がめざす教職員像」を定めており、「日本赤十字学園の教育機関に勤務する者としての自覚をもつとともに、建学の精神である「人道」の理念を尊重した態度・行動をとることができる」等の3項目を示し、教職員の帰属意識の高揚を図るとともに目標達成に向けて統一した行動を推進している。

教員組織の編制に関する方針については、2020（令和2）年度に「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学大学運営に関する方針」を策定し、教員配置の方針を策定しているものの、学部・研究科ごとの教員組織の編制に関する方針については策定していないため、これを定め明示することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部について、大学設置基準に定める必要教員数を充足している。教員組織の編制は学科目制としており、『基盤教育科目』『専門基礎科目』『看護専門科目（基礎看護領域、発達看護領域、地域ケア領域）』及び教職課程の教員を配置し、各看護学の専門領域のなかで教授、准教授、講師、助教あるいは助手を配置しており、精神看護学においては教授以外の教員の確保ができていなかったが、2023（令和5）年度に着任予定であり体制が確保できる予定である。教員の男女比については適切であり、年齢構成は偏りが縮小されつつある。なお、『基盤教育科目』については多くの科目を、『専門科目』については大部分の科目を専任教員が担当している。

研究科については、修士課程、博士課程ともに、大学院設置基準に定める必要教員数を充足しており、研究指導は、専任の研究指導教員、研究指導補助教員が複数体制で行っている。

以上のように、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

看護学部の教員の募集・採用・昇任等に関する規程及び手続は、「日本赤十字秋田看護大学教員選考規程」及び「日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規

程」「日本赤十字秋田看護大学教員選考基準内規（採用）」「同（昇任）」「日本赤十字秋田看護大学教員選考委員会内規」「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学助手に関する内規」により明確化している。教員の募集は公募を原則としており、学部では大学運営に関する方針で示した教員配置方針に沿って、教員選考の必要がある場合は内規に基づき「教員選考委員会」を設置して審査を行い、教授会の議を経て学長に報告を行ったのち、「経営会議」の議を経て学長が決定する体制としており、大学として求める能力・資質をもった教員で教員組織を編制できるようにしている。学内教員の昇任に関しては、当該領域の教授及び学部長の推薦を受けて、学部長がとりまとめたうえで、学長へ提出したのち、「経営会議」の議を経て、教授会で「教員選考委員会」を立ち上げて審査を行う体制としている。また、選考結果は教授会で報告・審議し、学長に報告している。

研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、全て学部の専任教員が務めているため、看護学部の教員採用の際に、職位によって看護学研究科担当も可能であることを条件にしている。研究科教員の資格は、「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」及び「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻教員の資格審査に関する内規」により明確化している。

以上のように、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

FD活動の組織的な実施について、FDとSDをあわせて企画運営しており、原則として毎月1回の研修会を開催し、学習成果の可視化、オンライン授業など時勢に応じて教員の資質向上に必要なコンテンツを提供している。また、研究倫理教育研修、科学研究費補助金の申請に向けた研修、ハラスメント防止対策研修は定例で開催している。

大学院課程の教育内容に対応したFDに関する取り組みについては、研究科の科目を担当する教員は看護学部の兼任教員となることから、「研究倫理教育研修」については学士課程及び大学院課程に対応したFD研修として実施している。2022（令和4）年度は、これに加えて、2023（令和5）年度から変更する大学院修士課程の教育課程変更の概要に関するFD研修会を実施することを予定している。また、2021（令和3）年度にFD・SDの研修体系を見直し、「集合研修」とは別に各課・委員会単位で実施するFDの取り組み（「学外研修」への派遣、委員会によるカリキュラム改定等の作業）についても「FD・SD委員会」で一元的に把握し、レベル、職能・経験に応じて区分・整理し、実施している。

以上のように、FD活動を概ね適切に実施している。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、教員組織の適切性について学長、学部長、「FD・SD委員会」が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしている。

点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、シリーズ化のFDの企画と実施を課題としていたことから、翌年度に実施につなげたことが挙げられる。そのほか、「学長政策室」で、組織としての機能や効果を検証し、組織の再編計画を行っている。

くわえて、教員自身の自己点検・評価は、勤務評価シート及びTPに基づき行っている。TPは、「内部質保証委員会」が、各教員が「目指す教職員像」に照らして教育・研究活動等について点検・評価する仕組みとして企画されている。さらに、2021（令和3）年度から、毎年、各教員が自らの教育を振り返り授業を向上・改善する仕組みとして勤務評価に取り込み運営している。

引き続き、新たな点検・評価及びその結果を改善・向上につなげる仕組みの機能が期待される。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の基本方針として、「建学の精神である人道の理念を基調とし、学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送るために必要な基盤を整備すると共に、学生の人間性を育むように総合的な取り組みを行います。また、学生への支援は、学部・学科・大学院の学生委員会を中心に各種委員会が連携して全教職員で行います」と基本となる考え方を示したうえで、修学支援については「面談を重視し、教職員が相互に連携を図り、学生の個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行う」こと、生活支援については「事件・事故の防止、自然災害時対策などの危機管理体制を整備」すること、キャリア支援については、「学生が主体的に就職や進学を選択を行うための支援」することなど、それぞれの支援について複数の項目からなる方針を示している。

方針については全教職員会議で共有を図り、大学ホームページで社会に公表している。

以上のように、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援体制の整備については、学部・研究科の「学生活動・キャリア支援委員会」を中心に、学務課学生係、「進路指導相談室」「保健管理委員会」が連携して学生支援体制を整備している。学部学生には原則として一定の割合で、学生支援アドバイザー（専任教員）を配置して、入学から卒業まで支援体制を整備している。また、修士課程でも研究指導教員のほか、「学生活動・キャリア支援委員会」やカウンセラーが相談体制を整備している。

修学支援については、学生支援アドバイザーが担当学生の成績評価を基に、個別面談と学習支援を実施して、各科目担当教員については、オフィスアワーを設定して、学生からの質問に対して個別に対応できるよう配慮している。欠席が目立つ学生は、科目担当者から学務課教務係と学生支援アドバイザーへ情報を提供し、大学全体で対応しているほか、1年次で一人暮らしを始めた学生等に学生支援アドバイザーが「学生活動・キャリア支援委員会」と連携して、学生の状況を確認している。各学年の成績不振の学生には、学生支援アドバイザーに一任して学習指導を行うなど体制を整備し、休学・退学を希望する学生に対しては、学生支援アドバイザー、学務課学生係及び「教務委員会」で、個別面談等をして本人の意思確認をしており、過去3年間の退学率・休学率は低くなっている。

国家試験受験（看護師・保健師）に対しては、1年次から学生支援アドバイザー、国家試験対策委員及び「国家試験対策委員会」が連携しながら、国家試験合格に向けた準備と支援をしている。研究科においては、助産師国家試験の全員合格に向けた受験対策への支援を実施している。

障がいある学生への支援を行うため、2018（平成30）年度に「発達障害の理解」をテーマとしたFD・SD研修会を開催し、教員の理解を深めるとともに、教育において円滑な対応ができるよう学ぶ機会を設けている。

経済的支援としては、奨学金制度と授業料を免除する特待生制度等を整備している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活の継続に支障をきたす学生を対象として「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を支給している。

生活支援については、学生支援アドバイザーと保健室に常駐する看護師やスクールカウンセラー（公認心理士・臨床心理士）が修学上・健康上の相談に対応している。また、ハラスメントに関しては、「ハラスメント防止規程」、ガイドラインに沿って対応している。

進路支援については、非常勤の相談員を配置した「進路指導相談室」を整備し、進路ガイダンスや合同説明会を開催している。さらに、大学主催の全学生対象の「合同就職説明会」は感染症対策を鑑み、秋田県内の病院限定で実施している。

2021（令和3）年度の各キャリア支援に係る講座は、全てオンライン形式で実施し、学生に配慮している。

課外活動については、顧問（教員）と「学生活動・キャリア支援委員会」がその活動を支援しており、感染症対策に配慮しつつ、スポーツフェスティバルや「新入生交流会」を開催している。

そのほかに、「父母の会」の学生支援として、国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、看護学実習に関する助成、学習備品の助成などを行っている。

以上のような取り組みは「学生便覧」や「大学院履修ガイド」等で学生に周知しており、当該大学における学生支援は適切に行われているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度に整備した仕組みのもとでは、毎年度、学生支援の適切性について「学生活動・キャリア支援委員会」が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしている。そのほか、学生支援の適切性については、1年次及び3年次に行っているIR学生調査の結果で、学生生活の充実感、設備や支援制度など満足度の割合を確認している。

点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、密にならない健康診断等の検討を課題としていたことから、翌年度に健康診断を2日間に分けて実施したことが挙げられる。

なお、点検・評価結果に基づく改善・向上については、課題として入学前教育の結果を学部教育と連動させる仕組みづくりの構築と、学部レベルの成績不振者への対応として、それぞれの学生支援アドバイザーによる支援の可視化が必要と認識しているため、新たに整備した仕組みを機能させ改善に取り組むことが期待される。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

大学の中期計画における「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学の具体的な取り組み」において、「あらゆる状況の中で、その人の生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する働きをする人材育成を実現するために、学生の学修及び教

員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、学修環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営する」と教育研究等環境を整備するための方針を示している。これに沿って、「学生の視点に立った情報通信技術（ICT）機器の充実とその活用の促進を図る」「東北エリアでの教育研究活動拠点となるべく、遠隔授業システムやeラーニング教材の充実を図る」「研究倫理・研究活動の不正防止規程を遵守した研究活動を実施する」の3つの目標を立てて進めている。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に対する環境を整備し、提供していると判断する。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準が定める法令上必要な校地面積、校舎面積を満たし、講義室、実習室及び研究室等を設置している。そのほか、学長室、会議室、事務室、研究室、教室等、必要な教育研究環境とともに、大学設置基準に基づき、体育館、グラウンド、テニスコートを設け、授業、サークル活動及び学生自治会の活動に使用している。また、演習室、ゼミ室を設置し、学生の自己学習に活用できるように配慮している。当該大学は秋田赤十字病院と渡り廊下でつながっており、臨地実習の環境としては恵まれている。通学への対応としては、駐車場、駐輪場を整備している。

ネットワーク環境として、CALL教室及びOA教室にパソコンとプリンターを設置し、図書館等に貸し出し用ノートパソコンも整備している。大学院においても大学院学生用にパソコン、また遠隔授業用のパソコンを設置しており、これらには統計解析用ソフトをインストールし、研究活動に活用できるようにしている。学生は個人用のメールアドレスを付与され、タイムリーな情報提供や課題提出の手段として利用できる。Wi-Fi環境も整備し、学内のネット環境を整えている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、学習支援システム(LMS)やオンライン会議システムを用いて遠隔授業を実施できる環境を整え、Wi-Fi環境が整わない学生への対応として学内のゼミ室やOA教室の利用ができるよう配慮している。

建物等の維持管理については、「学校法人日本赤十字学園固定資産・物品管理規程」において、管理に関する基準を定め、管理・運用しており、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学建物管理規程」により、各施設に管理責任者を置き、適切な使用の確保に努めている。時代に合わせ、省エネルギー対策として、照明、公用車、エアコン等の設備環境、効率的な使用方法を実施している。

安全衛生として、「保健管理委員会」が新型コロナウイルス感染症の予防に関する注意喚起を行い、手指消毒剤の設置を行うとともに、トイレには手洗いソープも設置している。防犯については、防犯カメラを設置し、防犯カメラの運用内規を設

け、学生、教職員には掲示にて周知をしている。バリアフリーとして、段差の排除、障がい者用トイレの設置、障がい者用駐車場を置くなど、障がい者が円滑に利用できるように整備している。さらに災害対策として、年に一度、避難訓練及び災害救護訓練を実施し、「危機管理委員会」は、「危機管理基本マニュアル」を整備し、教職員への配付、緊急時の避難体制を周知している。

以上により、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館については、個人用AVブース、学習研究支援のパソコンを設置し、学生が使いやすいように配慮している。また、開館時間も学生の学習状況に合わせて柔軟に対応している。新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、座席間のソーシャルディスタンスにも配慮している。

図書館には、学生の学習支援として十分な図書資料を備えており、教員の研究室にある図書も検索できるよう配慮している。図書館外の情報サービスと図書貸し出しの利用として、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツに参加し、図書館とのネットワークを組んでおり、学術情報のネット検索、論文の取得もできるようにしているほか、司書を配し、図書館を適切に運用している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供する体制を整え、適切に機能していると判断する。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学としての研究に対する基本的な考えとして、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発委員会規程」に「先駆的かつ独創的な教育研究並びに他機関との共同研究等の研究活動を推進し、もって本学の教育研究の向上と社会の発展に寄与すること」を明示している。教育研究を推進するため、研究に関する交流会を定期的で開催するとともに、隣接する秋田赤十字病院の研究支援を行っている。

研究成果を社会の発展に寄与するため、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」を発刊している。

研究室を設けているほか、研究費の支給については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究費運用規程」に基づき、専任教員が個人研究費を管理している。各教員は年度初めに研究計画書を提出し、研究費の執行手続を行い、年度末に個人研究実績報告書の提出を必須としている。

科学研究費補助金の間接経費は「競争的資金を獲得した研究者の研究環境改善

や研究機関全体の機能向上に活用すること」に基づき、使用指針に基づいて運用している。

外部資金の獲得に向けた支援として、教員への早めの申請準備の働きかけ、研修動画の作成と視聴を行っている。また、外部会社のeラーニング、同会社専門家のレビューを受けるコンサルテーションを実施しているがこれらを受ける教員数の伸び悩みを課題としていることから、研究の促進に向けて改善することが期待される。

なお、研究時間の確保、研究専念期間の補償等については、各種研修を可能な限りオンデマンド化し、教員の時間の有効活用を図ることで教育と研究活動のワークバランスに配慮している。なお、ティーチング・アシスタント（TA）の導入については、今後の検討事項としている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を概ね適切に整備し、教育研究活動を促進していると判断される。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究倫理審査委員会規程」「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を定めている。また、教員及び大学院学生にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施している。学生に対する研究倫理教育については、学部学生及び大学院学生に対して授業において研究倫理教育を実施しており、さらに大学院学生に対しては、eラーニングプログラムの導入等に取り組んでいる。

研究倫理の学内審査機関として、「研究倫理審査委員会」を設置し、研究計画における研究倫理審査を定期的開催している。申請書類の審査をチェックリスト方式に変更するとともに、データベースの申請書類に変更することで、教員の負担を軽減するように配慮している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断する。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、教育研究等環境の適切性について「教育研究開発委員会」等の組織が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしていることから、今後それを

適切に機能させることが期待される。

点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、研究倫理審査申請書類に関する見直しを課題としていたことから、翌年度に研究倫理申請書類の見直し、「研究計画概要」のチェック方式化、審査申請時の提出書類の見直しを行ったことが挙げられる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」において、大学においては、看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらに関連する(1)日本赤十字社と連携した赤十字事業(2)地域等と連携した社会貢献事業を行うことを明示している。これを受けて、日本赤十字秋田看護大学では、学則において、「地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる」と明示している。2021(令和3)年度には、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学憲章」(以下、「大学憲章」という。)の3つの柱のうちの一つに、「教育・文化の向上を通じて地域社会の発展と活性化に貢献します」と掲げ、「社会貢献」の項目において、「本学は、東北地方を中心とする保健・医療・福祉・介護の充実とともに教育・文化の向上など、地域社会の発展、及び活性化に貢献するための活動を行います。地域との連携を深め、研究者、学生、臨床指導者の双方向交流を促進し、ボランティア活動、災害・防災教育を推進します」と方針を明示している。

以上のように、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

大学憲章で示している教育・研究の成果を地域に還元するための活動を推進するために、「地域貢献委員会」と「赤十字教育委員会」を設置し、さらに「赤十字教育委員会」の下部組織として「赤十字防災ボランティアステーション」を設置し、防災に特化した活動を実施している。学外組織との連携では、日本赤十字社のネットワークや秋田県内の自治体、団体等と連携協定を締結している。

公開講座を毎年、複数回開催しており、新型コロナウイルス感染症拡大のなかで一時中断するも2021(令和3)年度にはオンラインにて開催している。また、専門職を対象に認知症看護認定看護フォローアップ研修も毎年実施している。くわえて、「赤十字防災ボランティアステーション」が防災に関する知見を社会に還元

する取り組みを実施している。具体的には、年度によって、地域の他大学、教育機関、行政の参加者を含めた「防災キャンプ」を学生が運営スタッフとして参加する形で実施しており、夏季の防災キャンプでは避難所の設営や赤十字救急法、グラウンドを活用したアウトドア防災を実施しているほか、地域の特性に対応し、積雪寒冷地での災害を想定して、冬季にも実施している。さらに、グラウンドを主会場に地元新聞社と県内赤十字施設と共同で「AKITA防災キャンプフェス」を開催し、地域住民に対して災害時に必要となる各種技能を体験しながら身につけるイベントを開催しており、社会における防災に関する知見の向上に寄与している。このように、学生の主体性を発揮できる機会を設け、地域の特性を踏まえて防災意識の向上を図る取り組みを行っていることは、赤十字の中心理念である「人道」に合致する取り組みとして高く評価できる。なお、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2020（令和2）年度以降は地元新聞に防災に関する情報・技術等について掲載するなどの取り組みを行うことで、地域住民への啓蒙に努めており、取り組みを継続している。

そのほか、赤十字の特色ある教育の推進と人材育成として、「国際活動体験ツアー」「災害救護訓練」「地域包括シンポジウム」「赤十字キッズタウン」など多様なプログラムを展開している。

学生主体のサークルにおいても、文化部の RCRC や RCADEMIC は災害医療や海外救援に関する知識や技術を学ぶことを目的に活動しており、大学の理念とする社会貢献への態度の育成につながっている。

以上のように、大学の理念・目的に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みを教職員並びに学生が共に実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、社会連携・社会貢献の適切性について「赤十字教育委員会」と「地域貢献委員会」が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしている。

点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、「地域貢献委員会と赤十字教育委員会の所掌事業の明確な差別化のため、両規程の見直しが必要である」という指摘に基づき、委員会規程を見直している。また、公開講座を所掌する「地域貢献委員会」において、新型コロナウイルス感染症拡大で一時中止した公開講座のあり方を検討し、新たなオンラインによる公開講座として実施した。

引き続き、新たな点検・評価及びその結果を改善・向上につなげる仕組みの機能が期待される。

<提言>

長所

- 1) 「赤十字防災ボランティアステーション」において、学生が運営スタッフとして参加する「防災キャンプ」を実施し、夏季に加えて積雪寒冷地での災害を想定して冬季にも実施することで、地域特性に応じた災害対応を実践的に体験する機会となっている。また、県内の赤十字施設等と共同で「AKITA防災キャンプフェス」を開催し、地域住民に災害時に必要な各種技能を体験しながら身につけるイベントとすることで、地域の防災意識の向上に寄与しており、赤十字の中心理念である「人道」に合致する有意な活動として評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する方針は、2020（令和2）年度に策定しており「学長の責任ある判断を可能とするため、『経営会議』において本学における重要事項を審議し、学長の業務決定を助けるとともに、学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう学長直轄の組織として『学長政策室』を設置して、本学の運営に関し学長の意思決定等を支援する」ことを明示している。さらに、2021（令和3）年度には、組織整備上の役割など、法人本部が作成したガバナンス・コード準則に従い、大学としてのガバナンス・コードを作成し、実施状況の点検結果も併せて、大学ホームページに公表している。

また、大学運営・組織については、学内規程管理システム上で教職員に明示し、学外者には冊子体として閲覧可能としている。さらに、年度当初の「全教職員会議」でも全教職員に周知していることから、大学運営に関する方針を適切に策定・明示している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選任は、選考規程に基づき、理事長、理事及び大学教職員それぞれ複数名からなる「学長候補者選考委員会」を立ち上げ、学長候補者を選出し、理事長が同

委員会の選出結果を踏まえ学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用している。

その他の役職者の選任方法は、副学長、学部長及び研究科長はそれぞれ選考規程において候補者の選出、決定、任命の手続を定めている。また、学長権限は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」で規定し「学長は、大学（大学院を含む。以下、同じ。）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督する」と明示し、経営改善や教育・研究活動等に関する事項を所掌する組織として教員と職員で構成する「学長政策室」を設置し、意思決定する体制を整えている。

教授会の役割及び学長による意思決定は、「日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程」及び「日本赤十字秋田看護大学教授会規程」に規定しており、学生の入学や卒業、その他教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べるとしている。そのほか、学則において、「看護学部には教授会を置く」ことを定め、教授会及び「研究科委員会」については「学生の入学、再入学及び復学に関すること」や「卒業認定及び学位の授与に関すること」等に関する学長の決定に際して意見を述べることを「日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程」に定めている。なお、「日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程」には、事務局、図書館及び学長の業務決定を助けるための「経営会議」を置くことについても定めている。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任については、「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」にその役割・権限を定めている。具体的には、学長には、理事長から、理事会決定事項及び常任理事会委任事項を除く大学の管理運営に関する業務を委任している。また、毎年、学生アンケート調査を実施し、教学マネジメント等に活用しており、毎月開催する「教員会議」や「全教職員会議」では、教員からの意見も大学運営に反映させる仕組みを構築している。

危機管理については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程」に基づき、必要な事項を検討するため「危機管理委員会」を設置して、通常の危機管理に対応している。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、同規程に基づき、学長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、動向を踏まえ、適宜、会議を開催し、授業の開催方法、校舎管理及び学生支援などの感染防止対策を決定し、実施に向けて周知徹底を図っている。

以上のことから、所要の職・組織を設け、適切な大学運営を行っている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

大学の予算編成については、最終的に「経営会議」における内部統制等に関する学内審議を経て、法人理事会の承認を得て決定し、予算執行に関しては、経理課が事前チェックし予算執行担当部署の各委員会や事務局所管課で経理規程及び関係

諸規程に基づき執行している。

また、大学の中期計画の進捗管理を通じて、予算執行に伴う効果を分析・検証しており、次年度の事業計画や予算案を策定する過程で事業の当該年度の予算執行状況や事業の成果を分析していることから、予算の編成及び執行については適切であるといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に関わる適切な事務組織の構成と人員配置について、職員の採用は、「日本赤十字秋田看護大学職員就業規則」に規定し、試験又は選考、職員の退職や業務量を勘案して、新規学卒者あるいは職務経験者を採用している。また、昇格に関しても、法人が実施する勤務評価の結果を踏まえて実施している。

大学業務が多様化、専門化していることから、職員を専門研修や各種研修会に派遣しスキルアップを図っている。さらに、教職協働についても、「教学マネジメント会議」、各委員会に職員も委員等として参加し、大学運営に教職連携を図っている。そのほか、職員の業務評価及び処遇の改善については、勤務評価に基づき、適切に勤務実績の評価を行い、その結果を昇格等に反映している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に必要なSDの組織的な実施については、「FD・SD委員会」を設置し、教職員を対象としたSD研修を組織的に実施している。また、2021（令和3）年度に研修体系を見直し、「FD・SD委員会」でレベル、職能、経験に区分し、対面式に加え、オンライン型やオンデマンド型研修を導入し、各人のキャリア形成の意向に応じて、国際活動やマスコミ対応等に関する研修が受講できる環境を整備している。このように、各種SD活動を実施していることから、大学運営に関するSDの実施の実態については適切である。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2020（令和2）年度に整備した点検・評価と改善・向上の仕組みのもとでは、毎年度、大学運営の適切性について「事務局（総務課）」と「危機管理委員会」「FD・SD委員会」等が「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を実施し、「内部質保証委員会」「経営会議」を経て、次年度の「自己点検・評価シート」に前年度の点検・評価の結果を受けた課題を明記する形で改善・向上につなげる仕組みとしている。

点検・評価及びその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、一部SDにおける研修会参加への拘束感の解消を課題としていたことから、翌年度にオンデマンド化を試行したことが挙げられる。

また、「外部有識者会議」を設置して、大学運営に関する重要事項を審議し、大学等の取り組みについての点検・評価の客観性、妥当性と点検・評価サイクルの確立も検討しているほか、意見・提言は、大学運営に反映している。

監査については、監事監査及び監査法人による監査を行い、理事長から監査結果を学長に通知し、必要に応じて、学長に対して是正又は改善の措置を指示している。くわえて、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」に基づき、法人本部による内部監査を行っている。

引き続き、新たな点検・評価及びその結果を改善・向上につなげる仕組みの機能が期待される。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019（令和元）年度から 2023（令和5）年度までの法人の第三次中期計画を策定し、このなかで「経営・財政基盤の確立」を掲げ、これを実行するために「経営意識の醸成」「経営基盤の確立」「教育研究向上のための財源確保」の3点の財務に関する目標を示している。また、同計画において、当該大学については、「経営基盤の確立」のために、中・長期的な視点に立った教育設備の整備・改修等に係る「固定資産等整備計画」を策定し、計画的な整備を進めることなどを明示しているが、具体的な数値目標等を示していない。

以上の中期計画に示した財務に関する目標や取り組みに基づき、大学の中・長期財政計画として「中期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備、更新計画」を作成し、2040（令和22）年までの財政シミュレーションを行っている。ただし、この財政シミュレーションでは、基本金組入前当年度収支差額が減少していくことが見込まれているため、これを改善するための具体的な方策を明らかにし、数値目標を明示した中・長期の財政計画を策定することが望まれる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健単一学部を設置する私立大学」の平均と比べ、大学部門で人件費比率が高い。また、法人全体、大学部門ともに、事業活動収支差額比率は低く、法人全体では 2019（令和元）年度以降マイナスが続いている。一

方、純資産構成比率は、高い水準で安定している。

さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金等外部研究資金の申請状況を個人研究費に反映させるなどの取り組みにより、2020（令和2）年度には採択者数は増加している。しかし、科学研究費補助金の申請件数が伸びておらず、採択状況も低いと自己評価していることから、今後、実効性のある具体的な取り組みを展開し、成果につなげることが期待される。

以 上

日本赤十字秋田看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人日本赤十字学園寄附行為
	日本赤十字秋田看護大学学則
	2022年大学案内（キャンパスガイド）
	看護学部看護学科ウェブサイト（建学の精神、教育理念・目的・目標）
	日本赤十字秋田看護大学大学院学則
	大学院看護学研究科ウェブサイト（修士課程の教育理念・目的・目標）
	大学院履修ガイド [2021（令和3）年度]
	大学院看護学研究科ウェブサイト（博士課程の教育理念・目的・目標）
	共同看護学専攻履修の手引き [2021（令和3）年度]
	学生便覧 [2021（令和3）年度]
	平成30～令和3年度 新任教職員研修実施記録・参加記録
	学報『CALILLON カリヨン』No.10
	令和4年度看護学部看護学科学学生募集要項
	学校法人日本赤十字学園第三次中期計画
	令和4年度事業計画・重点事業
	2022年大学院案内
2 内部質保証	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学内部質保証の方針・手続き
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学内部質保証委員会規程
	学内の専用サイト（gakunai）
	令和3年度日本赤十字秋田看護大学看護学部管理運営系統図・内部質保証体系図
	令和3年度日本赤十字秋田看護大学大学院管理運営系統図・内部質保証体系図
	2020（令和2）年度自己点検・評価報告書（年報）
	大学ウェブサイト（学習者本位の教育 教育研究等の質保証1（自己点検・評価報告書））
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学における「教学マネジメント指針」
	2021（令和3）年度第1回教学マネジメント会議議事録
	令和3年度内部質保証委員会委員名簿
	日本赤十字秋田看護大学教学マネジメント会議規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学外部有識者会議設置要綱
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学ティーチング・ポートフォリオ等の作成・活用に関する内規
	2021（令和3）年度第5回教務委員会資料 オンライン授業に関する学生調査（結果）
	2021（令和3）年度第2回教学マネジメント会議議事録
	2021（令和3）年度外部有識者会議書面会議評価（結果）
	日本赤十字秋田短期大学収容定員関係学則変更届出書（平成29年6月22日付文部科学省届出）
	改善報告書（2019（令和元）年7月大学基準協会提出）
	学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱
	大学ウェブサイト（看護学部担当教員一覧）
	大学ウェブサイト（情報公開（財務諸表等））
	大学公式サイト新規投稿・更新作業の手順
	大学評価受審スケジュール表
	2021（令和3）年度自己点検・評価シート（様式）
	2021（令和3）年度自己点検・評価報告書（年報）作成マニュアル
	（共同大学院）設置に係る設置計画履行状況報告書（平成30年5月1日現在）
	大学ウェブサイト（大学基本情報（教育情報の公表））

3 教育研究組織	大学ウェブサイト（本学概要 120年以上続く本学の沿革）
	看護学部開設認可申請書類：設置の趣旨及び必要性
	2017（平成29）年新カリキュラムの概要
	2016（平成28）年日本赤十字秋田看護大学看護学部教職（養護教諭1種）課程：Ⅱ教職課程の概要
	令和3年度看護学部教員配置
	2020（令和2）年度教職員会議資料「令和3年度 委員会等組織改正について」
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科開設認可申請書類：設置の趣旨及び必要性
	大学院看護学研究科ウェブサイト（修士課程教育の方針）
	日本赤十字秋田看護大学組織図
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院教務委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院入試・広報活動委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院学位論文審査委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学学位規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻研究科長会議規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻博士学位審査委員会規程
	第三次中期計画における本学の具体的取組策定担当表
	【大学】【大学院】2021（令和3）年自己点検・評価シート
	教学マネジメント・ポリシー
2021（令和3）年度第10回共同看護学専攻連絡協議会議事録	
4 教育課程・学習成果	看護学部看護学科ウェブサイト（学士課程教育の方針）
	大学院看護学研究科ウェブサイト（博士課程教育に関する3つのポリシー）
	看護学部看護学科ウェブサイト（カリキュラム・履修系統図）
	2021（令和3）年度看護学部授業要綱（シラバス）
	教務委員会資料「アクティブ・ラーニング型の科目の開講」
	2018（平成30）年度カリキュラムDP対応表
	2019（令和元）年度第4回看護学研究科委員会議事録
	日本赤十字秋田看護大学履修規程
	新カリキュラム・コアカリキュラム対比表
	看護学部 教職課程履修カルテ
	2020年度 IR 学生調査基礎集計結果
	2021年度 IR 学生調査報告書
	看護学部 入学年度別平均 GPA の推移 令和3年度前期
	2021（令和3）年度第6回教授会議事録
	2020（令和2）年度第7回カリキュラムプロジェクト会議資料「日本赤十字秋田看護大学看護学部看護学科の教育課程等を変更する理由について」
	2019（令和元）年度第4回看護学研究科教務委員会資料「H31 授業科目・DP 対比表」
	2021（令和3）年度第9回看護学研究科委員会資料「大学院研究科 同窓会企画」
	2021（令和3）年度第11回看護学研究科教務委員会議事録
	大学ウェブサイト（News&Topics（2018.12.25）FD 研修会「T B L って楽しい！」を開催しました（2018/12/5））
	2021（令和3）年度シラバス記入要領
	FD・SD 資料「令和元年度第7回FD・SD 研修会（シラバス記載方法に関するFD・SD）」
	シラバスチェックリスト
	2016（平成28）年度 IR 学生調査基礎集計結果
	2017（平成29）年度 IR 学生調査基礎集計結果
	看護学部遠隔授業の手引き（学生・教員用）
	2021（令和3）年度第5回教務委員会議事録
	2021（令和3）年度第4回看護学研究科委員会資料「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科修士課程履修規程改正」
	2021（令和3）年度大学院修士課程シラバス
	2021（令和3）年度第5回看護学研究科教務委員会議事録
	2021（令和3）年度第6回看護学研究科教務委員会議事録
2021（令和3）年度第11回看護学研究科委員会議事録	
2021（令和3）年度共同看護学専攻履修シラバス	

4 教育課程・学習成果	2021（令和3）年度第7回看護学研究科委員会議事録
	日本赤十字秋田看護大学既修得単位の認定に関する内規
	大学ウェブサイト（研究活動/交流活動 大学コンソーシアムあきた）
	学位論文審査報告書 添付書類（特別研究）、（課題研究）
	学位論文審査報告書
	2020（令和2）年度第2回看護学研究科委員会当日配布資料「論文評価配点」
	RCA ポータルサイト（学務システム）
	2021（令和3）年度前期 授業評価アンケート
	2021（令和3）年度3月FD・SD研修会（案）
	看護学部授業評価フィードバック改善調査2020
	2020（令和2）年度卒業時満足度調査
	実習ポートフォリオ活用ガイド
	実習ポートフォリオ活用度調査（結果）
	看護学部看護学科ウェブサイト（国家試験合格実績（看護学部））
	2019（令和元）年度卒業生調査基礎集計結果
	2020（令和2）年度卒業生の就職先調査結果
	2020（令和2）年度修了時満足度調査
	2020（令和2）年度第8回看護学研究科委員会資料「看護学研究科アンケート内容確認表、アンケート様式」
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 IR 推進室規程
	科目別 GP（GradePoint）平均値比較表 2020（令和2）年度1年次～4年次
	2021（令和3）年度第8回教務委員会議事録
	授業改善調査票まとめ2020前期
	2021（令和3）年度第7回経営会議資料「ティーチングポートフォリオ資料」
	2021（令和3）年度第5回看護学研究科教務委員会資料「令和3年度大学院前期授業評価アンケート集計結果」
	2021（令和3）年度第10回看護学研究科教務委員会資料「令和3年度大学院後期授業評価アンケート集計結果」
	2021（令和3）年度第7回看護学研究科教務委員会資料「令和3年度大学院授業評価アンケートでの意見等についての回答」
	2020年度IR学生調査データ考察および課題抽出、データ活用先について
	2021（令和3）年度第4回看護学研究科委員会資料「修了後アンケート様式」
	2021（令和3）年度第9回看護学研究科教務委員会資料「修了生勤務先調査」
	大学院看護学研究科ウェブサイト（学位論文に係る評価に当たっての基準の公表）
5 学生の受け入れ	大学ウェブサイト（受験生応援ナビ）
	令和4年度看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項
	令和4年度看護学研究科共同看護学専攻博士課程学生募集要項
	入試等の方針及び学生募集の取組状況
	2020（令和2）年度第8回入試・広報戦略委員会議事録
	2020（令和2）年度第2回教学マネジメント会議「看護学部資料5 入試区分比較」
	日本赤十字秋田看護大学 入試における新型コロナウイルスに関する受験上の注意
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学入試・広報戦略委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学教授会規程
	日本赤十字秋田看護大学入試・広報活動委員会規程
6 教員・教員組織	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学がめざす教職員像
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学憲章
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学大学運営に関する方針
	日本赤十字秋田看護大学教員配置方針
	日本赤十字秋田看護大学教員選考規程
	日本赤十字秋田看護大学教員選考基準内規（採用）
	日本赤十字秋田看護大学教員選考基準内規（昇任）
	日本赤十字秋田看護大学基盤教育委員会規程
	2021（令和3）年度第9回基盤教育委員会議事録
	2021（令和3）年度第10回教務委員会議事録

6 教員・教員組織	令和3年度看護学研究科教員配置
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規
	在籍する学生数・長期履修学生数・収容定員数・定員充足率・専任教員数・専任教員1人あたりの学生数(2021年5月1日現在)
	日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程
	日本赤十字秋田看護大学教員選考委員会内規
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学助手に関する内規
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻教員の資格審査に関する内規
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学FD・SD委員会規程
	大学コンソーシアムあきたウェブサイト(大学コンソーシアムあきた規約)
	2020(令和2)年度第5回学長政策室会議議事録
	2020(令和2)年度第7回学長政策室会議議事録
	2021(令和3)年度第3回内部質保証委員会議事録
	職員への周知(メール)
	日本赤十字秋田キャンパスの将来構想について報告書
	2021(令和3)年度第1回学編プロジェクト議事録
	FD・SD体系化集約
	7 学生支援
大学ウェブサイト(学生支援の基本方針)	
日本赤十字秋田看護大学学生活動・キャリア支援委員会規程	
日本赤十字秋田看護大学大学院学生活動・キャリア支援委員会規程	
日本赤十字秋田看護大学学生支援アドバイザー制度に関する内規	
2018年1月開催 FD・SD研修会資料『『発達障害』って一体何?』	
日本赤十字秋田看護大学特待生規程	
2020(令和2)年度カウンセラー受診状況表	
新型コロナワクチン接種副反応報告書結果	
学生の身を守る研修会、年金セミナー アンケート結果	
大学ウェブサイト(学生支援 ハラスメント防止への取り組み)	
日本赤十字秋田看護大学ハラスメントの防止規程	
日本赤十字秋田看護大学ハラスメント防止及び対策に関するガイドライン	
ハラスメント相談員相談対応マニュアル	
令和元年度～令和3年度 ハラスメント防止対策委員会報告	
合同就職説明会に関するアンケート結果	
【看護1年】「看護学生の基礎力UP講座 タイムマネジメント&マナー」に関するアンケート結果	
【看護3年】キャリア支援「就職スタートアップ講座」に関するアンケート結果	
2021年度新入生交流会アンケート結果	
2019～2021年度 大学院生による教育課程・学修環境に関するアンケート結果	
大学ウェブサイト(News&Topics(2021.12.21)「大学院修士課程の教育課程が文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)」として認定されました」)	
看護学科進路の手引き(2021)	
【学生通知】学生支援緊急給付金のご案内(一次、二次、三次)	
ハラスメントポスター	
8 教育研究等環境	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発委員会規程
	Wi-Fi接続状況に関する調査結果、情報システム委員会
	学校法人日本赤十字学園固定資産・物品管理規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学建物等管理規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学防犯カメラ運用内規
	「情報リテラシー」シラバス
	情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置要綱
	令和2年度消防訓練実施要項
	令和元年度災害救護訓練実施要領
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程
	危機管理基本マニュアル
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館年報2020(第7号)
	日本赤十字秋田看護大学図書館利用規程

8 教育研究等環境	よろずカフェ・フライヤー
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究費運用規程
	2021 年度個人研究費等の執行手続きについて
	競争的資金の間接経費の使用方針について
	令和 3 年度競争的資金の間接経費使用にあたってのスケジュール
	科研費間接経費使用希望届
	令和 3 年度間接経費収支報告書
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 2021 年度実施 令和 4 年度科研費助成事業申請支援業務報告書 (ロバストジャパン)
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究倫理審査委員会規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程
	令和 3 年度研究倫理教育研修会アンケート結果
	2020 (令和 2) 年度第 11 回研究倫理審査委員会議事録
	2021 (令和 3) 年度第 1 回研究倫理審査委員会議事録
	研究データ収集方法として Web ツールを採用する際の注意点
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学公的研究費に係る内部監査要綱
	9 社会連携・社会貢献
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域貢献委員会規程	
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字教育委員会規程	
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字防災ボランティアステーションの運営に関する細則	
大学コンソーシアムあきた設立趣意書	
秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の単位互換実施に関する協定書	
あきたの少子化対策協定_子どもの国づくり推進協定	
包括的な連携協力に関する協定書	
秋田県 SDGs パートナー登録証	
秋田銀行との包括連携協力協定書	
大学ウェブサイト (研究活動/交流活動 市民向け公開講座のご案内)	
AKITA 防災キャンプフェス開催報告書・開催記事 (2017~2019 年度)	
2021AKITA 防災キャンプフェス新聞紙上発表 (新聞)	
地域貢献委員会事業活動報告書 (公開講座)	
2021 年度赤十字防災ボランティアステーション活動報告 I 「活動一覧」	
2021 年度赤十字防災ボランティアステーション活動報告 II 「テレビ局と連携による防災啓発活動報告」	
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学の社会連携・社会貢献に関する方針	
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	
	学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学副学長選考規程
	日本赤十字秋田看護大学看護学部長候補者選考規程
	日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科長候補者選考規程
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学長政策室規程
	日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程
	学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
	令和 2 年 3 月 10 日第 1 回危機対策本部会議資料: 新型コロナウイルス感染症に係る「日赤秋田看護大学・日赤秋田短期大学危機対策本部」の設置について
	学校法人日本赤十字学園経理規程
	学校法人日本赤十字学園経理規程施行細則
	日本赤十字秋田看護大学職員就業規則
	学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
	令和 3 年度 (大学・短大) 教員・職員所属委員会一覧
	2021 (令和 3) 年度部局・委員会 FD・SD 研修会参加実績
	学校法人日本赤十字学園内部監査規程
	平成 30 年度内部監査結果 (通知)
平成 30 年度内部監査の改善事項 (報告)	

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2021（令和3）年度第1回外部有識者会議書面会議概要
	学校法人日本赤十字学園理事・監事名簿
	学園ウェブサイト（学校法人日本赤十字学園 組織・設置大学）
	監事監査報告書（平成28年度～令和2年度）
	監査法人監査報告書（平成28年度～令和2年度）
	令和2年度アニュアルレポート
	規程集
10 大学運営・財務 (2) 財務	平成31年～令和5年度固定資産取得計画表
	計算書類（平成28年度～令和2年度）
	令和2年度財産目録
	5ヵ年連続財務計算書類【様式7-1】
その他	看護学研究科共同看護学専攻における、法令上の教員数及びその充足状況について（報告）
	計算書類（令和3年度）
	監事監査報告書（令和3年度）
	監査法人監査報告書（令和3年度）
	【日本赤十字秋田看護大学】資金計画及び固定資産整備・改修計画
	【日本赤十字秋田看護大学】別紙 学生の履修登録状況（過去3年間）

日本赤十字秋田看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	国際活動体験ツアー in AOMORI2019 報告書
	国際活動体験ツアー2021 (via zoom) の参加学生の感想
	地域包括ケアシンポジウム開催案内 (2018 (平成 30) 年度～2021 (令和 3) 年度)
	大学ウェブサイト (News&Topics (2019. 5. 29) 「赤十字キッズタウン 2019」が開催されました (5月 26 日))
	大学ウェブサイト (News&Topics (2022. 2. 7) 「大学院修士課程の教育課程が 厚生労働大臣より「専門実践教育訓練講座」に指定されました」)
	包括的な連携協力に関する協定書 (秋田市社会福祉協議会)
	聖霊女子短期大学附属高等学校との高大連携事業に関する協定書
	新型コロナウイルス感染症対策に係る専門職員の派遣に関する協定書
	令和 3 年度大学改革推進等補助金「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」交付決定通知書
	1_基礎要件確認シート (日本赤十字秋田看護大学) 修正版
2 内部質保証	自己点検・評価実施・活用スケジュール
	2022 (令和 4) 年度第 1 回内部質保証委員会議事録
	2022 (令和 4) 年度自己点検・評価シート (様式)
	令和 4 年度日本赤十字秋田看護大学看護学部内部質保証体系図
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学将来構想委員会規程
	タブレット PC の管理・活用方法等について
	日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学共有ファイルサーバ運用規程
3 教育研究組織	教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書 様式第 8 号ア
	日本赤十字秋田看護大学大学院設置に係る要望書
	日本赤十字秋田看護大学大学院の教育課程を変更する理由等について
4 教育課程・学習成果	令和 3 (2021) 年度 看護学研究科の課題への取り組みについて
	2021 年度大学院修了生および勤務先調査に関する報告
	2021 (令和 3) 年度第 6 回看護学研究科教務委員会議事録
	2021 (令和 3) 年度第 10 回看護学研究科委員会議事録
	2021 (令和 3) 年度第 11 回看護学研究科委員会議事録
	就職試験等のやむを得ない理由で県外移動する学生の臨地実習について
	老年看護学実習Ⅱ実習要項 代替実習スケジュール
	2020 年度 IR 学生調査報告書 (p37)
	2017 (平成 29) 年度第 6 回看護学部教務委員会議事録
	シラバス記入要領 (平成 30 年度入学生教育課程用)
	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの評価 (案) 看護学部
	2019 (令和元) 年度第 2 回研究科委員会議事録
	2019 (令和元) 年度第 3 回研究科委員会議事録
	アセスメント・ポリシーの具体的方策について
	アセスメント・ポリシー具体的評価スケジュール
	2019 (令和元) 年度第 4 回研究科委員会議事録
	令和 3 年度大学院看護学研究科共同看護学専攻 自己点検・評価報告書【全体】
2021 (令和 3) 年度第 1 回看護学部教務委員会議事録	
令和 3 年度看護学部教務委員会活動計画 (案)	
5 学生の受け入れ	2020 (令和 2) 年度第 3 回入試・広報戦略委員会議事録
	令和 3 年度入学生アンケート集計結果
	2020 年度「学問サキドリプログラム」実施結果からわかる入学者の傾向と指導について
	入試区分比較報告書
	2021 年度「入学者選抜方法の妥当性検証」IR 推進室・分析報告書

6 教員・教員組織	2020年2月開催FD・SD研修会資料「ティーチング・ポートフォリオとは？」
7 学生支援	2021（令和3）年度第5回学生生活動・キャリア支援委員会議事録 2021（令和3）年度第6回学生生活動・キャリア支援委員会議事録 令和3年度大学院「教育課程・学修環境に関するアンケート集計」
8 教育研究等環境	大学シラバス_研究方法論 修士シラバス_看護研究Ⅰ 博士シラバス_特別研究 2020（令和2）年度第1回教育研究開発委員会議事録 2020（令和2）年度第4回教育研究開発委員会資料「科研費申請の動機づけとなった要因の調査結果について」 よろずカフェ Vol.1・参加者アンケート 第1回研究に関する交流を目的とした茶話会に関する報告 2021（令和3）年度第1回教育研究開発委員会議事録 日本赤十字秋田看護大学 動画講座_視聴状況報告書（2021年度実施） 2022（令和4）年度第2回教育研究開発委員会議事録
9 社会連携・社会貢献	赤十字防災ボランティアステーション活動実績 2017 赤十字国内スタディーツアーin AOMORI 平成30年度赤十字国内スタディーツアーin AOMORI 実施報告 国際活動体験ツアーin AOMORI 2019 報告書 国際活動体験ツアー2021 報告書 平成29年度(2017)自己点検・評価報告（赤十字地域交流センター：pp.33-37） 平成30年度(2018)自己点検・評価報告（地域貢献・国際交流委員会：pp.49-52） 平成30年度第10回赤十字・国際人道法教育フォーラム 報告書 2019（令和元）年度自己点検・評価報告書（年報）p94
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2021（令和3）年度部局・委員会による外部研修参加等実績 2019（令和元）年度自己点検・評価報告書（年報）pp.15-19 平成31年度（大学・短大）教員・職員所属委員会一覧 令和2年度（大学・短大）教員・職員所属委員会一覧
その他	大学評価実地調査_学長プレゼンテーション資料_20221026 2020（令和2）年度第1回教学マネジメント委員会議事録 2020（令和2）年度第2回教学マネジメント委員会議事録 卒業時満足度調査 H27-R3 共同看護学専攻アセスメントポリシー（学修成果の評価の方針）について 2022（令和2）年度第6回大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議委員会議事録 アドバイザー制度【アドバイザーの支援内容と関連部署との関わり】 2021（令和3）年度第1回看護学部学生生活動・キャリア支援委員会議事録 2021（令和3）年度第3回看護学部学生生活動・キャリア支援委員会議事録 2021（令和3）年度第6回看護学部学生生活動・キャリア支援委員会議事録 大学院生による教育に関する評価（2020年10月12日集計） 2022（令和2）年度自己点検・評価シート【大学院】基準7 2021（令和3）年度第4回内部質保証委員会議事録 2019（令和元）年度第6回経営委員会議事録（一部抜粋） 2022（令和4）年度第2回経営委員会議事録（一部抜粋） 2020（令和2）年度第1回地域貢献・国際交流委員会議事録 2020（令和2）年度第2回地域貢献・国際交流委員会議事録 2021（令和3）年度第1回地域貢献委員会議事録 2021（令和3）年度第2回地域貢献委員会議事録 2021（令和3）年度第3回地域貢献委員会議事録 2021（令和3）年度第4回地域貢献委員会議事録 2021（令和3）年度第5回地域貢献委員会議事録 社会連携・社会貢献活動の記録 追加でお願いしたい資料について（回答）20221102